

神戸大学における公益通報に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人神戸大学における公益通報者の保護等に関する規則(平成19年10月23日制定。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、規則の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(従事者への通知)

第3条 処理責任者は、規則第5条第2項第1号及び第3号に掲げる者のうち従事者となる者については別紙第1号様式により、同項第4号に掲げる者については別紙第2号様式により、それぞれ従事者として指定する旨を書面により通知するものとする。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等の方法は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話又は面会により、公益通報等窓口に対して行うものとする。

2 前項の電子メール、ファクシミリ又は書面により公益通報をしようとする場合は、別紙第3号様式を提出するものとする。この場合において、封書により提出する場合は、その封皮に「公益通報」と明記するものとする。

(公益通報の受付・通知等)

第5条 処理責任者は、受け付けた公益通報が公益通報に該当するか否かについての検討を、公正・公平かつ誠実にを行い、公益通報に該当する場合は、学長及び監事にその結果を報告するとともに、公益通報を受け付けた日から20日以内に通報対象事実に係る調査の実施の有無を、公益通報者に通知しなければならない。この場合において調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

2 処理責任者は、公益通報者に対して、調査結果及び是正措置等の結果について、当該公益通報に係る被公益通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく、通知しなければならない。

(範囲外共有等の禁止)

第6条 従事者その他規則に定める業務に関わる者は、公益通報者が予め明示的に同意した場合等の正当な理由がある場合を除き、当該公益通報者を特定させる事項を必要最低限の範囲を超えて共有する行為(以下「範囲外共有」という。)を行ってはならない。

2 従事者その他規則に定める業務に関わる者は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査ができない等のやむを得ない事由がある場合を除き、当該公益通報者を特定しようとする行為(以下「公益通報者の探索」という。)を行ってはならない。

3 神戸大学(以下「本学」という。)は、範囲外共有又は公益通報者の探索が行われた場合は、当該行為を行った役職員等に対し、行為態様、被害の程度及びその他情状等の諸般の事情を考慮して、就業規則等に従って懲戒処分等を行うことができる。

(公益通報者等の保護)

第7条 本学は、公益通報者及び調査協力を行った者が不利益な取扱いを受けたことが判明した場合は、適切な救済及び回復の措置を講じるとともに、不利益な取扱い等をした者に対し、就業規則等に従って、懲戒処分等を行うことができる。

2 本学は、公益通報対象事実がなかったことが確認された場合は、必要に応じ、被公益通報者その他役職員等の業務の正常化及び名誉回復のための措置を講じるものとする。

(独立性の確保)

第8条 公益通報等窓口にて受領した公益通報のうち、役員又は監事に係る事案については、独立性を確保するために必要な措置を取る。

2 学長は、被公益通報者に処理責任者が含まれる場合は、処理責任者に代わって当該公益通報に係る処理責任者の職務を行う理事を指名するものとする。

(利益相反関係の排除)

第9条 公益通報に関し行われる業務について、事案に係る者は、当該業務に携わることはできないものとする。

(事後措置)

第10条 処理責任者は、本学における公益通報の適正かつ効果的な体制の確保に資するため、通報対象事実に対する改善等の措置が機能しているかどうか及び公益通報を行ったことを理由とした公益通報者への不利益な扱いが行われていないか

等を継続的に確認するとともに、必要に応じて対策を講じるものとする。

(情報の開示)

第11条 処理責任者は、公益通報等窓口に寄せられた公益通報等に関する運用実績の概要を、本学における適正な業務の遂行及び公益通報等に係る通報者、調査に協力した者その他の利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、役職員に開示する。

(点検・評価・改善)

第12条 処理責任者は、公益通報対応体制について、定期又は随時に点検及び評価を行い、必要に応じて改善を行うものとする。

(教育及び周知等)

第13条 処理責任者は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び本学における公益通報対応体制について、役職員に対し、教育及び周知を行うとともに、従事者に対し、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分な教育を行う。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

従事者指定書
(包括指定)

殿

国立大学法人神戸大学
公益通報処理責任者

従事者指定日 年 月 日

公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第11条第1項及び国立大学法人神戸大学における公益通報の保護に関する規則(平成19年10月23日制定)第5条第2項の規定に基づき、貴殿が国立大学法人神戸大学に設置する公益通報窓口の担当者である期間、当該窓口に通報された公益通報者保護法に定める内部公益通報に該当する事案の処理に関し、貴殿を公益通報対応業務従事者として指定する。

参考 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)抜粋

第11条 事業者は、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務(次条において「公益通報対応業務」という。)に従事する者(次条において「公益通報対応業務従事者」という。)を定めなければならない。

第12条 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

第21条 第12条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処する。

従事者指定書
(個別指定)

殿

国立大学法人神戸大学
公益通報処理責任者

従事者指定日 年 月 日

公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第11条第1項及び国立大学法人神戸大学における公益通報の保護に関する規則(平成19年10月23日制定)第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人神戸大学に設置する公益通報窓口に通報された 年 月 日付け受付No. の対象事案の処理に関し、貴殿を公益通報対応業務従事者として指定する。

参考 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)抜粋

第11条 事業者は、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務(次条において「公益通報対応業務」という。)に従事する者(次条において「公益通報対応業務従事者」という。)を定めなければならない。

第12条 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

第21条 第12条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処する。

公 益 通 報 届

受付No.

フリガナ					記載年月日	
1. 通報者の氏名					令和	年 月 日
2. 通報者の所属	(1)	<input type="checkbox"/> 役員	所属		職名	
	(2)	<input type="checkbox"/> 教職員	所属		職名	
	(3)	<input type="checkbox"/> 退職者	元所属		元職名	
	(4)	<input type="checkbox"/> 派遣職員	派遣元			
	(5)	<input type="checkbox"/> 取引(請負)先	取引関係		社名	
	(6)	<input type="checkbox"/> 在学生	学部・学科			
3. 内容 <input type="checkbox"/> 通報 <input type="checkbox"/> 相談	(1)	フリガナ 通報対象事実を行った疑いがある者の氏名			所属	
	(2)	通報対象事実		<input type="checkbox"/>	すでに生じている	
				<input type="checkbox"/>	これから生じようとしている	
		①	いつ…			
		②	どこで…			
		③	何を…			
		④	どのように…			
		⑤	何のために…			
		⑥	なぜ生じたか…			
		⑦	対象となる法令違反等…	<input type="checkbox"/>	※通報の対象となる法律等を記載してください。	
	(3)	通報対象事実を知った経緯				
	(4)	通報対象事実に対する考え				
(5)	特記事項					
4. 証拠書類等	(1)	<input type="checkbox"/> 書面	(2)	<input type="checkbox"/> テープ	(3)	<input type="checkbox"/> 電子媒体
	(4)	<input type="checkbox"/> 無				
5. 調査等の進捗状況及び結果の通知を希望する場合の連絡方法・連絡先 (※匿名の場合は通知できません。)	(1)	<input type="checkbox"/> 電話	TEL	-	-	
	(2)	<input type="checkbox"/> メール	mail			
	(3)	<input type="checkbox"/> 郵便	住所 〒			
	(4)	<input type="checkbox"/> その他				
	(5)	<input type="checkbox"/> 希望しない				
<p>1 実名での通報にご協力ください。</p> <p>2 匿名での通報の場合は、事実関係の調査を十分に行うことができない可能性がありますので、当該通報を信ずるに足る相当の理由、証拠等がある場合に限り、これを受け付けます。</p> <p>3 通報の内容については、わかる範囲で記入してください。(全てを埋める必要はありません。) 又□の欄は、該当する項目にしを記載してください。</p> <p>4 氏名その他の個人情報については、窓口等からの通報者への連絡、調査その他通報処理に関し必要な限度でのみ使用し、適切に保護します。</p> <p>5 公益通報をする者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行った場合は、就業規則等に従って、懲戒処分を行うことがあります。</p>						